

ID: 212

担当部署: 健康福祉部 地域包括支援センター

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市地域包括支援センター条例 第6条		
例規番号	平成19年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (利用料) 第6条 包括支援センターの事業の利用料は無料とする。ただし、介護予防支援事業の利用者は、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者に対し、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第129号）により算定した額を利用料として納めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日